

株式会社百十四銀行に対する行政処分について

1. 株式会社百十四銀行（本店：高松市）が平成 21 年 2 月 24 日に公表した元行員による不祥事件について、銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき報告を求めたところ、以下のような問題が認められた。

- (1) 経営陣は、営業店において融資の審査過程で相互牽制が機能していないことやコンプライアンス責任者が自ら内部規定に違反していることを把握できていない。また、複数の行員が融資先より過剰な接待・贈答を受けているなど法令等遵守意識が欠如しており、行員に対する教育・指導が不十分であるなど、経営管理態勢及び法令等遵守態勢が不十分なものとなっている。
- (2) 本部において反社会的勢力に係る情報を積極的に収集・分析していないほか、外部専門機関との緊密な連携が行われていないなど、反社会的勢力による被害の防止に向けた取り組みが不十分なものとなっている。
- (3) 支店長権限融資の審査において営業店内の相互牽制が全く機能していないほか、同融資の本部における管理も形式的なチェックが中心であり、実効性のある相互牽制態勢が構築されていない。
- (4) 内部監査部門は、営業店内の相互牽制機能の有効性や反社会的勢力による被害防止態勢の有効性の検証等を実施しておらず、監査機能が十分に発揮されていない。

2. このため、本日、同行に対し、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
 - ① 経営管理態勢及び法令等遵守態勢の強化に向けた経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）
 - ② 反社会的勢力による被害防止態勢の充実・強化
 - ③ 役職員の法令等遵守意識の醸成
 - ④ 実効性のある相互牽制態勢の構築
 - ⑤ 内部監査機能の充実・強化
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成 21 年 7 月 10 日までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 上記(2)の実行後、当該業務改善計画の実施完了までの間、四半期毎の進捗・実施状況を翌月 10 日までに報告すること。（初回報告基準日を平成 21 年 9 月末とする。）

連絡・問い合わせ先

四国財務局 理財部 金融監督第一課

TEL 087-831-2131